

3 諸税

(1) 軽自動車税

ア 調定状況（現年課税分）

区 分		平成27年度		平成28年度		
		課税台数	調定額 円	課税台数	調定額 円	
原動機付 自転車	第一種（50cc以下）	18,715	19,153,000	18,148	36,797,500	
	第二種（51～90cc以下）	1,196	1,435,200	1,140	2,280,000	
	第二種（91～125cc以下）	5,002	8,003,200	5,219	12,525,600	
	小 計	24,913	28,591,400	24,507	51,603,100	
小型特殊 自動車	農耕作業用のもの	1,593	2,548,800	1,588	3,811,200	
	その他のもの	358	1,682,600	356	2,100,400	
	小 計	1,951	4,231,400	1,944	5,911,600	
軽自動車	二 輪	4,507	10,816,800	4,445	15,997,200	
	三 輪	2	6,200	2	9,200	
	四 輪	貨物用	10,536	41,666,000	10,385	46,382,100
		乗 用	31,372	225,878,400	32,479	261,743,700
	小 計	46,417	278,367,400	47,311	324,132,200	
二輪の小型自動車		3,855	15,420,000	3,980	23,878,000	
合 計		77,136	326,610,200	77,742	405,524,900	

28年度（決算見込）

イ 異動台数

年度	区分	原動機付自転車			小型特殊車		軽自動車				二輪の 小 型 自動車
		第一種 (50cc 以下)	第二種 (51～ 90cc)	第二種 (91～ 125cc)	農耕用	その他	二 輪	三 輪	四 輪		
									貨物	乗用	
27	創車	2,897	232	1,030	151	55	876	0	2,119	8,121	1,227
	廃車	3,481	289	822	162	59	931	0	2,342	6,862	1,053
28	創車	2,741	220	1,110	130	25	796	0	2,244	8,657	899
	廃車	3,478	239	888	142	36	882	0	2,284	8,050	1,144

(注) 原付ミニカー（税率2,500円）は、原動機付自転車（50CC以下）に含む。

(注) 被牽引車・ボートトレーラー（税率2,400円）は、軽自動車（二輪）に含む。

(2) 市たばこ税

区 分		28年度	
売渡し本数		367,373,697本	
課税標準数量		旧3級品の紙巻たばこを除く製 造たばこ	旧3級品の紙巻たばこ
		350,110,797本	17,262,900本
税 率		5,262/ 1,000	2,925/ 1,000
税 額		1,892,016,285円	
1箇月平均税額		157,668,024円	
伸 率	売り渡し本数	△ 2.8	
	税 額	△ 2.4	

注：旧3級品の紙巻たばことは、わかば、エコー、しんせい、ゴールデンバット、
バイオレット、ウルマをいう。

：税率 平成28年4月1日改定以前は、旧3級品の紙巻きたばこを除く製造たばこ
2,495/1000